

書類作成のポイント

○申請書類について

必要書類は、様式1（申請書表紙・申請者名簿）、自動車検査証又は自動車検査証記録事項、場合によって車両使用承諾書が必要になります。様式1と車両使用承諾書については記載例を送付しますので、記載例を参考に作成をお願いします。

○自動車検査証について

- ・申請書類に添付する自動車検査証は、電子化されていない自動車検査証の場合は自動車検査証(写)、電子化された自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項を添付してください。
- ・有償運送許可申請書の申請日前に有効期間を満了した自動車検査証(写)又は自動車検査証記録事項については、有効期間を更新したものを添付してください。また、除排雪の有償運送許可申請の標準処理期間は申請を受け付けた日から1か月間の間に処理を行います。申請期間中に有効期間が満了する自動車検査証(写)又は自動車検査証記録事項についても、有効期間を更新したものの提出を求めます。申請期間中に有効期間が満了すると分かっているものは、有効期間を更新したものをご準備をお願いします。

○車両使用承諾書について

- ・車両使用承諾書は有償運送許可申請書の申請者名簿の使用者と使用する車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項上の使用者が異なる場合に添付する書類になります。
例えば、申請者名簿に記載のある事業者Aが自動車検査証又は自動車検査証記録事項上の使用者Bの車両を使用して除排雪を行うという内容の場合は、車両使用承諾書が必要になります。
- ・レンタカーについても車両使用承諾書が必要になりますが、レンタカーの場合は車両使用承諾書の期間が14日以内のものを数枚添付して頂くことになります。道路運送車両法第12条第1項の規定で車両の使用者等に変更がある場合15日以内に自動車検査証の変更手続きを行うこととなっています。法令上、自動車検査証又は自動車検査証記録事項上の使用者名がレンタカー会社の車両を、借りた事業者が15日以上使用する場合、自動車検査証の使用者変更の手続きを行うこととなります。そのためレンタカーを使用する場合は使用承諾書の期間が14日毎の車両使用承諾書を積み重ねていき長期で使用することとなります。12月1日～3月31日まで使用する場合は、12月1日～12月14日／12月15日～12月28日／12月29日～1月11日／1月12日～1月25日／1月26日～2月8日／2月9日～2月22日／2月23日～3月8日（うるう年の場合、2月23日～3月7日）／3月9日～3月22日（うるう年の場合、3月8日～3月21日）／3月23日～3月31日（うるう年の場合、3月22日～3月31日）の計9枚の車両使用承諾書を添付することとなります。

○他県ナンバーの車両について

- ・他県ナンバーの車両での申請は原則不可となりますが、事情によっては許可できる場合もありますので、他県ナンバーを使用したいという話が事業者からありましたら一度輸送・監査部門までお問い合わせください。

有償運送許可申請書の書類を作成する上でご活用ください。

その他ご不明な点や確認事項等がございましたら下記連絡先までご連絡をお願いします。

国土交通省 東北運輸局

青森運輸支局 輸送・監査部門 貨物担当

TEL:017-739-1501 (音声ガイダンス3)